別記

様式第１号（第８条関係）

岐阜県犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金

交付申請書兼実績報告書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

 　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

（代理人の身分及び氏名　　　　　　　　　　　　）

申請者と被害者の続柄

申請者の住所

電話番号 （ ） －

岐阜県犯罪被害者等に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

１　犯罪による被害について（分かる範囲でご記入ください。不明な箇所は空欄で結構です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害を受けた方  | 氏 名 |   |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 被害を受けた時 | 年 月 日 |
| 被害を受けた場所  | （市区町村名）  |
| 被害の概要  |     |
| 取扱警察署 | 警察署 |
| 被害届等受理番号 | 　　　　　　　　　 |

２　岐阜県犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付要綱第６条第１項各号に規定する行為を委任した弁護士について

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所名 |   |
| 事務所住所  |   |
| 弁護士名  |   |

３　助成金の対象となる弁護士委任契約について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（通称：法テラス）等他の公的な機関による二次的被害への対応を弁護士に依頼するための支援の有無

　　□ なし　　　　　□ あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　申請者（第４条第２号又は第３号に掲げる者が申請する場合にあっては、申請者及び犯罪被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。

　 □ はい　　　　　□ いいえ

５　弁護士委任契約について

|  |  |
| --- | --- |
| 着手金の額 | 金　　　　　　　　 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 助成金の対象となる契約項目（該当に○） | ア 報道機関に関する二次的被害対応イ インターネット上の誹謗中傷に関する二次的被害対応 ウ その他の二次的被害に対する対応 |
| 着手金の支払日 | 年 　 月 　 日 |

６　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 金　　　　　　　　　　円 | 上記５の契約項目欄に○をつけた数に10万円を乗じた金額又は着手金の額のいずれか少ない方の額を記入。ただし、230,000円を超える場合は、230,000円とする。 |

７　助成金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 振込口座 | 　　　　　銀行・金庫・組合・農協 本店・　　　　　支店 |
| 種別（ 当座 ・ 普通 ）口座番号  |   |

助成金支給のため、県が警察及び上記２に記載した弁護士等の関係機関に対し、必要な情報を照会することについて同意します。

申請者　　　　　　　　　　　　　　（自署）

岐阜県犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）の提出に際しては、次に掲げる書類を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類     | □ 申請者が岐阜県犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条第１項各号に規定する行為を弁護士に委任していることを証明する書類（委任契約書の写し等）□ 要綱第６条第１項各号に規定する行為を弁護士に委任する契約に係る着手金の金額及び申請者がその着手金を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）□ 申請者が申請時に岐阜県内に居住している者であることを証明する書類（発行から３か月以内の住民票の写し、戸籍附票の写し等）□ その他知事が必要と認める書類 □ 振込先預金通帳の表紙（口座番号及び口座名義が分かるもの）の写し ア　犯罪被害者が被害を受けた犯罪が全治１か月以上の傷害の場合又は全治３か月以上の傷害を負った交通事故の場合□ 全治日数を証明する書類（医師の診断書の写し等）イ　申請者が犯罪被害者家族である場合□ 申請者と犯罪被害者の続柄を証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）ウ　申請者が犯罪被害者の収入によって生計を維持している、又は維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の場合□ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していること、又は維持していたことを証明する書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等）エ　助成対象者が成年被後見人、被保佐人、被補助人など、やむを得ない事情により申請ができない場合において、代理人が申請する場合□ 助成対象者が申請できないことを証明する書類（成年被後見人等の登記事項証明書の写し等）□ 助成対象者と代理人の関係性を証明する書類【注意】 ※住民票の写しその他の証明書については、発行日から３か月以内のもの ※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの  |